

住民生活課から



◆問い合わせ先 住民生活課
☎0859-54-5210

国民健康保険

高齢受給者証を

お届けします

高齢受給者証の負担割合が1割の方は、平成24年度も1割のままとりましたので、正しい負担割合を記載した受給者証を3月下旬ごろに送付します。

負担割合が3割の方は変更ありません。平成24年7月31日までそのままお使いください。

3月末になっても届かないときや、記載内容などに誤りがあるときは、住民生活課(☎0859-54-5210)へご連絡ください。

医療機関の適正受診に

ご協力をお願いします



保険料や窓口負担として皆さまにご負担いただく医療費を有効に活用するため、医療機関・薬局を受診等する際には、以下のことに気をつけましょう

・重複受診はやめ、「かかりつけ医」を持ちましょう

重複受診は、医療費を増やしてしまっただけでなく、重複する検査や投薬によりかえって体に悪影響を与えてしまうなどの心配もあります。自分や家族の健康状態を把握して

くれる信頼できる「かかりつけ医」を持ち、気になることは「かかりつけ医」に相談しましょう。

・緊急の場合を除き、平日の時間内に受診しましょう

時間外受診は、医師にとっても負担になりますし、割増料金となり、自己負担も大きくなります。また、急病人の治療に支障をきたす恐れもあります。休日・夜間に受診しようとする際には、平日の診療時間内に受診できないか、

もう一度考えてみましょう。

・薬の適切な用量・用法を守りましょう

体調がすぐれないとき、薬はとても頼りになる存在です。しかし、適切な用量・用法を守らないと、薬が効かなかったり、体に悪影響を与えたりします。薬をもらうとき、ほかに服用中の薬があれば、その旨をお医者さんや薬剤師さんに報告しましょう。

・ジェネリック医薬品を利用しましょう

特許期間を過ぎた新薬と同じ効能・効果を持つジェネリック医薬品なら費用が安くなることもあります。利用を相談してみましょう。

・休日や夜間の子どもの急な病気で心配なときは、電話相談ができます

◆「小児救急電話相談」

#8000

※ダイヤル回線・IP電話・プッシュ回線からは

☎03-5276-9137

平成24年度 前期 農作業標準労働賃金協定表

平成24年度 前期 農作業標準労働賃金協定表

平成24年4月～8月末まで

作業名	協定額(税込み)	摘要
田植え	機械植え(10a当たり) 6,500 円	1. 側条施肥付500円加算
	一般労務 800 円	1. 1時間当たりの料金 2. 時間経過の際は適時加算 3. 葉たばこ・ネギ調理含む
耕耘機・トラクター	荒起 6,000 円 こなし 3,600 円 代かき 5,000 円 こなし・代かき同時(10a 当たり) 7,000 円	1. 農地の状況により適宜加算
堆肥	散布 1,500 円	1. 1t当たりの料金 2. 堆肥料金は別途料金
	あぜ草刈(1時間当たり) 1,800 円	1. 機械代・燃料代含む
	あぜ塗り(1m当たり) 100 円	
	薬剤散布(10a 当たり) 1,000 円	1. ナイアガラ散布(機械代・燃料代含む)
	追肥(10a 当たり) 800 円	1. 機械代・燃料代含む

※消費税総額表示

農作業標準労働賃金協定額

平成24年度の前期農作業標準労働賃金協定額が決まりました。適用期間は4月～8月末です。

この協定額は全町の標準額です。地区・農地の状況によっても異なるので、この労働賃金表を参考に、話し合いによって決めてください。

◆問い合わせ先 農業委員会事務局
☎0858-58-6115
*梨については、西部果樹協会にお問い合わせください。
☎0859-37-5814